

従来の教育委員会制度に関する諸課題に対応するため、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、教育行政における責任の明確化や教育委員会における審議の活性化などのほか、「首長と教育委員会の連携強化」を目的とした以下の会議等について、新たに規定された。

総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4

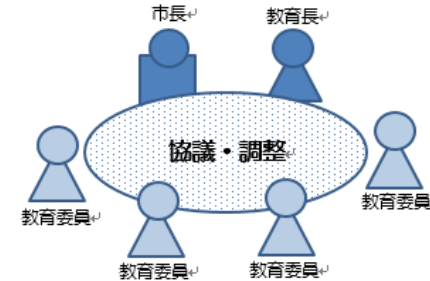
市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域における教育の課題やあるべき姿を共有し、より民意を反映した教育行政の推進を図る

- 構成員は首長と教育長、教育委員
- 会議は原則公開
- 会議での協議事項は以下のとおり

① 教育行政の大綱の策定

② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置



教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

- 地方公共団体の長が、国の教育振興基本計画を参酌し、各地域の実情に応じ策定
- 大綱を定めるとき、変更するときは、あらかじめ総合教育会議で協議する
- 本市では、平成27年9月に、平成27年度～令和2年度の6年間の大綱を策定
- 令和3年4月から第6次行田市総合振興計画がスタートする予定であることから、これに基づく新たな大綱を、令和2年度中に策定することとしたい

関係法令（1）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

昭和31年法律第162号

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

関係法令（２）

行田市総合教育会議設置要綱（抜粋）

平成27年7月21日市長決裁

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- 1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- 2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- 3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

（組織）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集し、その議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事項に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において、事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。